

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名   |
|-------|--|
| 2     | 高等学校等就学支援金事業、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業及び東京都立高等学校等学び直し支援金事業に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都教育委員会は、高等学校等就学支援金事業、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業及び東京都立高等学校等学び直し支援金事業に関する事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都教育委員会

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 高等学校等就学支援金事業、東京都国立高等学校等奨学のための給付金事業及び東京都立高等学校等学び直し支援金事業   |
| ②事務の概要   | (高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)事業)<br>高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、都立高等学校に通う生徒で、親権者を含む保護者等の所得が一定基準未満のものに対して、授業料相当分を支給する。<br>(東京都立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)事業)<br>高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、中途退学した生徒で都立高等学校で学びなおす生徒で、親権者を含む保護者等の所得が一定基準未満のものに対して、授業料相当分を支給する。<br>(東京都国立奨学のための給付金(以下「奨学のための給付金」という。)事業)<br>高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等に通う生徒で、生活保護受給世帯又は非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、支援を行う。<br>(特定個人情報ファイル)<br>特定個人情報ファイルは、台帳管理及び照会で使用する。 |
| ③システムの名称   | 都立学校授業料等徴収システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |  |
| 高等学校等就学支援金事務ファイル、東京都国立高等学校等奨学のための給付金事務ファイル及び東京都立高等学校等学び直し支援金事務ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用   |  |
| 法令上の根拠   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 123の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条<br><br>番号法第9条第1項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第一項の表第7の項、第8の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |  |
| ①実施の有無   | <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定<br><br>[ 実施する ]  |
| ②法令上の根拠  | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号 別表 123の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第151の項、第168の項及び第169の項、第153条、第170条並びに第171条<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号 別表 123の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第151の項、第168の項及び第169の項、第153条、第170条並びに第171条<br><br>なお、情報提供については、文部科学省の見解を踏まえ、情報提供を行わない。   |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |  |
| ①部署  | 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課   |
| ②所属長の役職名   | 高等学校教育課長   |

|  |  |
|--|--|
| <b>6. 他の評価実施機関</b>   |  |
| —  |  |
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>                                    |  |
| 請求先  | 東京都 教育庁 都立学校教育部<br>高等学校教育課 経理担当<br>〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1<br>都庁第二本庁舎15階<br>電話:03-5320-7862 |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>                                  |  |
| 連絡先  | 東京都 教育庁 都立学校教育部<br>高等学校教育課 経理担当<br>〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1<br>都庁第二本庁舎15階<br>電話:03-5320-7862 |
| <b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 30万人以上 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年7月30日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人以上 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年7月30日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |                  |   |
|--|------------------|---|
| <p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |                  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |                  |   |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 3. 特定個人情報の使用   |                  |   |
| <p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>                                   |                  |   |
| <p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>      |                  |   |
| <p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ ]</p>       | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>               |                  |   |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| <p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ ]</p>       | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |



## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                      | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 令和7年10月1日  | I 関連情報 3. 個人番号の利用                       | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条<br>番号法第9条第2項<br>番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第一項の表第7の項、第8の項   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 123の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条<br><br>番号法第9条第1項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第一項の表第7の項、第8の項  | 事後   |           |
| 令和7年10月1日  | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号 別表第二 113の項<br>番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号<br>番号法第19条第9号<br>番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第一項の表第7の項、第8の項<br>別表第二 5の項、6の項及び7の項<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号 別表第二 113の項<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号<br><br>なお、情報提供については、文部科学省の見解を踏まえ、情報提供を行わない。 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号 別表 123の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第151の項、第168の項及び第169の項、第153条、第170条並びに第171条<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号 別表 123の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第151の項、第168の項及び第169の項、第153条、第170条並びに第171条<br><br>なお、情報提供については、文部科学省の見解を踏まえ、情報提供を行わない。 | 事後   |           |
| 令和7年10月29日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠             | —  | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを遵守している。  | 事後   |           |